

# タイ・会計税務ニュースレター

第6回

## トップアップ税法: 多国籍企業に対する主な影響とコンプライアンス要件

2025年6月

### はじめに

タイ歳入局（“TRD”）は、「トップアップ税に関する非常事態命令[宣言] B.E.2567（2024年）」（以下「トップアップ税法」）を発表しました。本法は2025年1月1日より施行されています。以下に、本法の主要なポイントをまとめました。

### Contents

1. トップアップ税法の対象となるのは？
2. トップアップ税法に基づく義務は？
3. トップアップ税法における課税の仕組み
4. トップアップ税法に違反した場合の制裁措置
5. 税務職員の権限
6. その他

## 1. トップアップ税法の対象となるのは？

以下の条件に該当する多国籍企業（MNE）グループの構成事業体（CE）が対象となります：

- 直近4会計年度のうち2会計年度以上で、最終親会社（UPE）の連結財務諸表において年間収益が7億5,000万ユーロ以上であること。

## 2. トップアップ税法に基づく義務は？

### 1) 通知フォームの提出

- 最終親会社（UPE）の名称およびGloBE情報申告書の提出を担当するCEを通知する必要があります。

### 2) GloBE情報申告書（GIR）の提出

- タイ国内のCEは、最終親会社またはタイと適格な管轄当局間協定を有する国・地域に所在する指定提出事業体のいずれかが、報告事業年度についてすでにGIRを提出している場合、TRDへのGIR提出は免除されます。

### 3) トップアップ税申告書の提出

- トップアップ税（国内ミニマム課税（QDMTT）、所得合算ルール（IIR）、軽減課税所得ルール（UTPR））を支払う義務のあるCEは、3年間の分割納付が可能です。また、過剰納付した場合には、3年以内に申請することで還付を受けることができます。
- TRDへの提出期限は、UPEの会計年度終了日の15ヶ月以内です。なお、本法に基づいて初めてトップアップ税の対象となる会計年度に限り、3ヶ月の延長が認められ、18ヶ月以内の提出が可能です。

## 3. トップアップ税法における課税の仕組み

### 1) 国外に対するトップアップ税

- 所得合算ルール（IIR）：有効税率が15%未満の国・地域に所在するMNEに対してトップアップ税を課す（一次ルール）。
- 軽減課税所得ルール（UTPR）：IIRにより十分な税額が徴収されない場合にトップアップ税を課す（二次ルール）。

### 2) 国内に対するトップアップ税

- 軽減課税所得ルール（QDMTT）：各国が独自の最低課税制度を導入し、国外でのトップアップ税が課される前に国内で最低税率に達するよう課税する制度。

#### 4. トップアップ税法に違反した場合の制裁措置

- GIR 未提出または期限までにトップアップ税を全額納付しなかった場合、追徴金(ケースによってトップアップ税不足額の 100%または 200%)、毎月 1.5%の追徴金(トップアップ不足税額が上限)、罰金や禁錮などの刑事罰が課される可能性があります。

#### 5. 税務職員の権限

- 追徴課税の時効：申告期限から 10 年間
- 召喚状および追徴課税査定：
  - GIR または申告書を提出済みの場合：提出日から 5 年間（最大でさらに 2 年延長可能）
  - 未提出の場合：10 年間

#### 6. その他

なお、現時点では、申告書の提出方法、必要書類、トップアップ税申告書の様式などの詳細は明らかになっていません。今後、TRD から関連の二次法令等で詳細が発表される予定ですので、引き続きご注目ください。

より詳しい条件等につきましては、「[トップアップ税に関する緊急勅令 B.E.2567 \(2024 年\)](#)」英語版をご参照ください。

#### お問い合わせ先

日系企業の現地駐在員の皆様は、平常業務に加え、会計監査対応、各種税務申告・移転価格税制対応、M&A・組織再編の検討等、専門性の高い業務も担われております。Grant Thornton Thailand では、これらの分野において日系企業の皆様のサポートするため、タイ常駐の日本人公認会計士が日本語で丁寧に対応いたします。

#### 担当者



**小平 正 Tadashi Kodaira**

日本国公認会計士／Director of Japanese Business Practice  
Grant Thornton Taiyo Thai Co., Ltd.  
E Tadashi.Kodaira@th.gt.com

#### Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証を与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書にて提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。